

## 議 第 6 号 議 案

「共謀罪」（テロ等準備罪）法案の国会提出に反対する意見書の提出について

「共謀罪」（テロ等準備罪）法案の国会提出に反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年3月7日提出

富士見市議会議長 津波 信子 様

提出者 富士見市議会議員 大谷 順子

賛成者 同 根岸 操

同 加藤 久美子

### 提 案 理 由

「共謀罪」（テロ等準備罪）法案の国会提出に反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 「共謀罪」（テロ等準備罪）法案の国会提出に反対する意見書

捜査機関が「犯罪を計画し話し合った」とみなせば、実行しなくても処罰できる「共謀罪」法案を、政府が通常国会に提出しようとしている。政府は、法案を「テロ対策」と印象付ける名称にし、過去3回にわたり廃案に追い込まれた共謀罪とは別の法案との説明をしている。しかし、どのような時に処罰の対象とするかを決定づける要件を、①対象を「組織的犯罪集団」に限定②「犯罪の実行の準備行為が行われたとき」としているのは、2006年に修正提案され廃案となった法案の処罰要件と同じである。

政府は、法案導入の目的に一般人は無関係と強調してきたが、その説明は今国会中に変っている。法案の「組織的犯罪集団」について、「そもそも犯罪を犯すことを目的としている集団」であると、安倍首相が1月26日に答弁したが、「目的が犯罪を実行することに変化したと認められる場合には組織的犯罪集団に変わりうる」と、法務省が2月16日に答弁し、捜査当局の判断で「一変した」と認めれば、一般の団体・市民も対象となりうる事が明白になった。その犯罪対象は600を超え、その数の多さに批判が高まると、犯罪対象を200数十に絞ると説明するなど、対象犯罪の考え方も揺れている。

テロ対策について述べるなら、日本は銃刀法で銃など武器の所持を基本的に禁ずるなどテロ行為の準備に厳しい法をすでに持っている。

日本の刑法の大原則である「実際に起きた犯罪行為を処罰する」現状を変え、まだ起きていない「犯罪」について2人以上で話し合い合意することを捜査・処罰するところにこそ、この法案の眼目がある。「意思」「計画」「相談」そのものを犯罪として捜査することは、国民の日常会話を監視の対象とするものであり、民主的で自由な国民生活を破壊するものである。

よって、富士見市議会は、政府が「共謀罪」（テロ等準備罪）法案の国会提出をすることに強く反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様  
法務大臣 金 田 勝 年 様